

入札説明書

令和8年4月22日付け公告の「令和8年度内部監査支援等業務」に係る入札については、下記のとおり実施します。

なお、この入札説明書に定めのない事項については、地方自治法及び同法施行令、愛知県財務規則等の例によります。

記

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

令和8年度内部監査支援等業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

令和8年度内部監査支援等業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月5日（金）まで

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）「03 役務の提供等」のうち「08 コンピュータサービス」に登録されている者又は同等の資格を有する者としてあいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）が認めた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 愛知県会計局指名停止取扱要領による資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から開札日までの期間内に受けていないこと。

(6) 入札公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていないこと。

(7) 入札公告の日から過去2年間において地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績があり、情報セキュリティに関する高度の専門性を有すること。

(8) 日本セキュリティ監査協会（JASA）「情報セキュリティサービス基準審査登録制度」の「情報セキュリティサービス台帳」において「情報セキュリティ監査サービス」に登録されていること。

(9) 協議会のシステム（監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システム）の企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

3 入札参加資格の確認に関する事項

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の手続に従って、入札参加資格確認申請書類（以下「確認申請書類」という。）を提出しなければなりません。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。
また、一旦受領した書類の返却、差し替え及び再提出は認めません。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ あいち電子調達共同システム（物品等）業者登録番号報告書（様式2）
- ウ 会社概要及び担当者届（様式3）
- エ 入札公告の日から過去2年の間に地方公共団体と締結した情報セキュリティ監査業務の契約書及び業務完了報告書の写し
- オ 日本セキュリティ監査協会（JASA）「情報セキュリティサービス基準審査登録制度」の「情報セキュリティ監査サービス」に登録されていることがわかるもの

(2) 提出方法

電子メール又は郵送等

(3) 提出先

あいち電子自治体推進協議会事務局
（愛知県総務局総務部デジタル戦略課地域デジタル化推進グループ）
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（〒460 - 8501）
電話 （052）954 - 6113（ダイヤルイン）
電子メール info@e-aichi.jp

(4) 提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時（必着）

(5) 入札参加資格の確認及び確認結果の通知

入札参加者から提出された確認申請書類に基づき入札参加資格を確認し、その結果を記載した通知書（以下「確認通知書」という。）を令和8年5月15日（金）までに電子メール又は郵便により送付します。

(6) 入札参加者の資格喪失

入札参加資格を認められた者が、落札者決定の日までにおいて、次の事由に該当することとなったときは、入札参加者の資格を失うものとします。

- ア 仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別精算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、業務執行が困難と見込まれたとき。
- ウ その他本件業務に着手し、又は本件業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(7) その他

- ア 確認通知書により入札参加資格があると認められた者（(6)により入札参加資格を喪失した者を除く。）でなければ、入札に参加することができません。
- イ 確認申請書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- ウ 提出された確認申請書類は、返却しません。なお、これらの書類は原則として公表せず、資格の確認以外の目的で使用しません。

4 入札に関する事項

(1) 入札書の作成

ア 入札者は、本件業務に係る人件費、必要な物品等一切の経費を含めた契約金額を見積もってください。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書（様式 4）に記載してください。

ウ 入札書に必要事項の記入・押印をした上で、入札封筒（様式 5）に封入し、封印してください。

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 22 日（金）正午（必着）

(3) 提出方法

郵送等（発送と同時に発送した旨を電話で連絡すること。）

(4) 提出先

3 (3)の場所と同じ。

5 開札に関する事項

(1) 日時

令和 8 年 5 月 25 日（月）午後 2 時

(2) 場所

3 (3)に記載の場所と同じ。

(3) 立会い

開札は、本件入札事務に関係のない職員の立会いの上で行います。

6 入札に関する質問等

(1) この入札説明書、入札方法、契約内容等に関する質問は、質問書（様式 6）に記入の上、令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 5 時までに電子メールで送信してください。電子メール以外の方法（電話、ファックス等）では、一切受け付けません。

(2) 受け付けた質問は、令和 8 年 5 月 15 日（金）までに入札参加者全員に電子メールで回答します。

7 入札保証金

(1) 入札参加者は、見積金額の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則第 152 条の 4 に定める入札保証金に代わる担保を含む。以下同じ。）を 4 (2)の期限までに納めなければなりません。ただし、入札参加者が次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除するものとします。

ア 保険会社との間に協議会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 過去の実績から判断して、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金は、落札者決定後に還付します。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付します。

(3) 入札保証金の還付を受ける場合には、領収証書等を出納員に提出するものとします。

- (4) 落札者が納付した入札保証金については、落札者から申出があったときは、当該入札保証金を契約保証金に充当することができます。
- (5) 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払を請求することはできません。
- (6) 入札保証金を納付した落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は協議会に帰属します。

8 入札の無効

愛知県財務規則第 152 条の規定に該当する入札は、無効とします。この場合、再度入札にも参加できません。

9 入札の延期等

入札参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、入札を延期し、又はこれを取りやめることがあります。

10 入札又は開札の中止

天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札又は開札を中止します。なお、この場合における入札参加者側の損害は、入札参加者の負担とします。

11 落札者の決定

- (1) 入札参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとします。くじの方法等については、確認通知書と併せて通知します。

12 再度入札

開札の結果、入札参加者の入札のうち、予定価格以下の入札がないときは、直ちに全ての入札参加者にその旨を連絡し、次により再度の入札を行います。

なお、再度入札の回数は1回とします。

(1) 入札書の提出期限

令和8年6月1日（月）正午（必着）

(2) 入札書の作成及び提出方法等

入札書の右上及び入札封筒の「入札書在中」の右側に「2回目」と朱書してください。その他は、4(1)、(3)及び(4)と同じです。

(3) 開札

ア 日時

令和8年6月2日（火）午後2時

イ 場所等

5(2)及び(3)と同じ。

13 入札の辞退

入札参加者は、開札日時までに入札辞退届（様式7）を提出することにより、入札を辞退することができます。入札辞退届は、3(3)に記載のアドレスに電子メールで送信してください。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の調達案件等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

14 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を契約締結日までに納めなければなりません。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

15 その他

- (1) 入札執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、この入札説明書を熟読し、公正かつ適正に入札を行わなければなりません。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく別添の契約書（案）により契約書を取り交わすものとします。ただし、開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとします。
- (4) 暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書1(7)アに規定する排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本案件について談合情報があった場合は、談合の有無の事実にかかわらず、その全てを公表することがあります。談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。
- (6) 入札参加者は、協議会から提供を受けた文書、情報等について第三者に漏らすことを禁ずるとともに、記載内容の無断転載を禁止し、本件調達に関する手続以外の目的に供してはなりません。
- (7) 契約の履行に当たり、妨害等を受けた場合は、速やかに協議会に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、入札による契約又は随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがあります。
- (8) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書（案）、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできません。